



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 171

2012 Aug 8

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

障害は罪なのか

2012年7月30日、大阪地方裁判所で、30年間引きこもっていた42歳の男性が姉を刺殺した事件の判決が出されました。この判決文の内容「判決要旨」をめぐる、今、様々な意見と問題点が指摘され、マスコミ各紙が社説に取り上げ、各関係団体、ネット上で熱い論議がなされています。問題となっているのは、○懲役20年がはたして長いのか短いのか？検察官の科刑意見を越え求刑以上の判決となった量刑理由の適否はどうか。○犯した罪に対する量刑の軽重を決める時、障害があること、受け皿の不足、再犯の予防などを、刑を重くする理由として採用することは、現行法上許されないのではないか。○判決要旨に「現在の社会に受け皿がない」から刑務所に長く留

めるとあり、この事例では裁判のなかで、発達障害者支援センターをはじめ地域生活定着支援センター、福祉施設や地域の福祉サービスなど「受け皿がある」という説得力のある証明が無かった。またそれができる裁判の態勢ではなかった点。○弁護の姿勢、裁判戦術に関し、弁護人

障害は犯罪なのか！

の問題が指摘されている。今回の裁判は、国選で弁護人は一人だけ。弁護人は発達障害の特性に対する理解が乏しく、弁論で生かせなかった。発達障害をよく知る複数の弁護人が必要では。といったことがあげられます。今日、障害のある人も無い人も共に幸せに暮らすことができる共

生社会がうたわれていますが、アスペルガーなど発達障害の人に対比し「通常人」という言葉が使われていたり、障害の特性は通常人の「健全な社会常識」には含まれないような表現が気になりました。以下に全国「精神病」者集団のHPに山本真理さんが掲載された「判決要旨」および、関係者の記事や声明を載せておきます。皆様も裁判員裁判でこの事案に関わることになったつもりで、いちどこの問題を考えてみて下さい。また8月8日参議院会館の会議室で発達障害の支援を考える議員連盟が開かれ、われわれ社団法人日本自閉症協会からは山崎会長、JDDの市川理事長・高機能・アスペルガー一部当事者などの意見表明がなされたようです。※後に掲載 (河村)

○○○ ※文中●●●は姉の実名
○○○ 〇〇〇人名固有名詞等
判決要旨
被告人○○○
検察官○○○
主文
被告人を懲役20年に処する。
未決勾留日数中210日をその刑に算入する。
押収してある文化包丁様の刃一個(平成24年押第104号符号二)及び文化包丁様の柄一個(同符号号二)を没収する。
理由
(犯行に至る経緯)
被告人は、小学5年生の途中から不登校となり、その後、中学校にも通わず、約30年間のほとんどを、自宅で引きこもる生活を送ってきた。被告人は、このまま家に引きこもっていても駄目だからやり直したいと思い、引きこもる前の小学校と別の校区の中学校に転校したり、自分のことを誰も知らない遠い場所で生活したりしたいと思って両親に頼んだが、いずれも実現しなかった。被告人は、これらの自分の頼みが実現しなかったのは、長姉である(姉)のせいであると勝手に思いこんで、そのころから●●●のことを恨むようになった。その後、母親が、本当は●●●と会っているのに被告人に嘘を吐いているなどと思うに至って、●●●への恨みが更に募り、母親を●●●のところに行かせて金を無心させて●●●にダメージを与えてやろうと思って、24、25歳のころから、母親の給料を

一部取り上げて、●●のところへ家賃を払う金を借りに行かせるようになった。

他方、被告人は、25、26歳のころ、漠然と自殺を考え始め、34歳のころ、インターネットで自殺の方法を調べようと思いい、しかも、●●に、パソコンを買わせたら、●●に金銭的にダメージを与えることができて一石二鳥だと考えて、母親を通じて●●にパソコンを買ってほしいと頼むようになった。これに対して●●は、被告人に中古のパソコンを買って与えたが、被告人は物に触ると手が汚れる感じがするのが嫌で、中古のパソコンという他人が触った物に触るのが嫌だったことなどから、●●に対する恨みが更に強くなり、その後も、母親を通じて、●●に対して新品のパソコンを買うように要求し続けていた。しかし、●●が被告人に対して新品のパソコンを買ってくれないことで、被告人の●●に対する恨みは更に強くなった。

同年6月17日、被告人が母親に暴力をふるって怪我をさせたので●●が母親を施設に入所させた。●●は被告人方に生活用品を届けていたが、被告人の自立を願って、同年7月13日、被告人に対して「食費やその他のお金を自分で出しなさい。買ひ物はする。」との書き置きを残していった。これを見た被告人は、●●

が自分のことを助けるつもりがなく、報復してきたのだと受け止め、●●が被告人方を訪れて台所の奥にいますときであれば逃げにくいから確実に殺せるので、このときに包丁で刺して殺そうと考え、台所にある刃体の長さ約15センチメートルの文化包丁様のもの(平成24年押第104音符号一及び二が折れる前のもの)を自室に持ち込み、犯行に備えた。(罪となるべき事実)

被告人は、平成23年7月25日午後2時15分ころ、大阪市○○○○の被告人方を訪れた●●(当時46歳)に対して、殺意をもつて●●の心臓部や左上腕等を上記包丁で数回突き刺し、よって、同月30日午後6時13分ころ、○○○病院において、●●を肝臓刺創及び左上腕動脈損傷に基づく出血性ショックによる低酸素虚血性脳症により死亡させて殺害した。(量刑の理由)

第一 被告人の行為に対する評価

1 被害者の腹部に厚さ約3センチメー

トルの腹壁を貫通する長さ約7センチメートルの刺し傷があり、これが肝臓を貫通しており、これ以外にも被害者の左上腕には動脈を完全断裂する長さ約7センチメートルの切り傷があるなど、被害者は多数の傷を負ったものである。また、犯行現場周辺には被害者の血痕が多量かつ広範囲にわたって認められる。これらの事実からだけでも被告人は強い殺意をもって、逃げようとする被害者に対して執拗に攻撃していることが明らかであり、本件犯行の残虐性や結果の重大性等からすれば被告人の刑事責任は極めて重く、本件は刑の執行猶予をもって臨む事案ではない。

2 被害者は被告人の自立のために精一杯の努力をしてきたものであり、現に、犯行当日も被告人のための生活用品等を被告人に届けるためにわざわざ被告人宅を訪れたものであり、本件犯行に遭わなければならぬような落ち度は全く見当たらない。それにもかかわらず、被害者が実の弟である被告人の手によって残酷に殺されようとしていた際、被害者が受けたであろう恐怖あるいは絶望感、夫や子供を残して46歳という若さで命を絶たなければならないことの無念さなどは想像すらできないほど大きかったはずである。被害者が被告人のために身体的にも金銭的にも尽くしていたにもかかわらず、

らず、本件のように理不尽に殺害されたことに対する遺族の悲しみや怒りも大きく、●●は、殺されて不本意に人生を終えざるを得なかったのに、殺した張本人がその後も生き続けられるということに対して、私はとうてい納得ができません。」「一生刑務所から出てこれないようにしてほしいです。」などと述べて被告人に対する厳しい処罰を望む心情は、人間の持つ当然の気持ちとして十分に理解することができる。

3 弁護人は、被告人が被害者に対して恨みを募らせ、それが強固な殺意にまで膨れあがってしまったのはアスペルガー症候群という精神障害のためであり、被告人はこの恨みの感情をどうすることもできなかったから、この点を量刑上大いに考慮すべきであると主張する。確かに、(犯行に至る経緯)で判示したような犯行動機の形成過程は通常人には理解に苦しむものがあり、精神科医である○○証人が証言するとおり、本件犯行の動機の形成に関して、被告人にアスペルガー症候群という精神障害が認められることが影響していることは認められる。しかし、被告人が供述するような動機に基づいて被害者を殺害することとは、社会に到底受け入れられない犯罪であるし、被告人もそのことば分かっていて旨供述している。そうであるならば、被告

人は、被害者の殺害に向けて計画を立て、公判廷で述べるとおり、一時犯行を思いとどまりながらも、「ここで姉を殺さなければ、自分は一生姉を殺すことができなくなる。自分が自殺するためには姉を殺さなければ悔いが残る。」などと考える、最終的には自分の意思で本件犯行に踏み切ったといえるのである。したがって、本件犯行に関するアスペルガー症候群の影響を量刑上大きく考慮することは相当ではない。

4 以上検討したとおり、本件犯行の手段は計画的であること、犯行の態様は執拗かつ残酷であること、生じた結果は極めて大きく、遺族の処罰感情も厳しいこと、犯行に至る経緯や動機についてアスペルガー症候群の影響があったことは認められるが、これを重視すべきではないこと等の事情を総合するならば、被告人の刑事責任は重大であり、被告人に対しては長期の服役が必要不可欠である。

第2 具体的な量刑

1 そこで被告人に対する具体的な量刑について検討する。被告人や関係者等を直接取り調べた上で本件行為に見合った適切な刑罰を刑事事件のプロの目から検討し、同種事案との公平、均衡などといった視点も経た上でなされる検察官の科刑意見については相応の重みがあり、裁判所がそれを超える量刑をするに当たっては慎重な態度が望まれるというべきである。

しかしながら、評議の結果、先に検討した各事案に加えて、以下の観点からの検討も十分に行うことが必要であり、重要であるという結論に至った。

2 すなわち、被告人は、本件犯行を犯していないながら、未だ十分な反省に至っていない。確かに、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことにはアスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできない。しかし、健全な社会常識という観点からは、いかに病気の影響があるとはいえ、十分反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点を持つ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される。被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り、社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神略審に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も最刑上重視せざるを得ない。被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する。

3 上記の評議の結果を踏まえると、本件においては検察官の科刑意見は軽きに失すると判断することもやむを得ず、被告人に対しては殺人罪の有期懲役刑の上限で処すべきであるとの判断に至ったので、主文のとおり刑の量定を行った。

(求刑 懲役16年及び主文同旨の没収)
平成24年7月30日
大阪地方裁判所第2刑事部
裁判長裁判官 ○○
裁判官 ○○
裁判官 ○○

(出展は <http://www.jinsudp.org/wp-content/uploads/20120730.pdf> より)



平成24年8月7日

大阪地裁判決に関する緊急声明

日本児童青年精神医学会
理事長 齊藤万比古

平成24年7月30日に大阪地方裁判所第2刑事部は、アスペルガー症候群を有するとされる42歳の男性被告人に対し、懲役16年の求刑は軽きに失するとして、殺人罪の有期刑の上限である懲役20年を言い渡した。被告人は30年間のほとんどを自宅で引きこもる生活を送っていたが、被告人宅に生活用品を届けていた姉を包丁で突き刺し、死亡させたとされている。

判決要旨は、(1)本件犯行の動機の形成に関して、アスペルガー症候群が影響していることは認められるが、量刑上大きく考慮することは相当ではないとしている。他方で、(2)十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば同様の犯行に及ぶことが心配される、(3)家族が被告人との同居を明確に断り、社会の受け皿が何ら用意されていない現状では、再犯のおそれが更に強く心配されると述べている。したがって、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持にも資するというのである。

しかし、この判決には少なくとも3つの問題がある。

(1)アスペルガー症候群自体は「動機」を形成することはないが、同症候群を有する人が適切な支援がないために孤立した状況に追いつめられたならば、現実を曲解してとらえてしまう場合はありうる。したがって、障害を有する被告人に対しても、また被告人を取り巻く家族に対しても、まったく支援が提供されない中で本件が惹起されたものであることに鑑みるならば、そのような支援なき状況がもたらされた事情を剔抉し改善への方途を探るところこそが、市民感覚の反映を旗幟に掲げる裁判員裁判の趣旨にかなうはずである。

(2)被告人が反省へ至るためには、アスペルガー症候群の特性を熟知した上で彼を支えようとする人々との信頼関係が、まず樹立されねばならない。にもかかわらず、日本の刑事施設には、アスペルガー症候群を有する受刑者のためのスタッフやプログラムは存在しない。そのため、刑務所への単なる収容を長期間にわたって続けることは、予防拘禁以外のなにものでもなくなる。

(3)近年は障害を有する出所者のために、未だ十分とはいえないにしても各地に地域生活定着支援センターが設置されているし、発達障害者支援センターの整備も進行している。すなわち、家族にのみ「受け皿」の役割を押しつける状況からは脱しつつあるといえる。したがって、上記を含む社会資源のさらなる充実を進めることこそが重要なのであり、「受け皿」がないという認識に基づいて刑務所への収容を主張することは、明らかな誤りだといわざるをえない。

アスペルガー症候群を含む発達障害を有する人の裁判員裁判においては、裁判員に対する正確な医学的知見と社会福祉的情報の提供が不可欠である。当学会は、本件判決の誤りを正確な知見・情報をもとに控訴審がただすことはもとより、不幸にも発達障害者が被告人となったすべての裁判において、裁判員に正しい医学的・社会福祉的情報が提供されるよう求めるものである。

以上

発達障害を背景とする事件の判決を受けて、

発達障害がある人に対する社会的な理解と支援を求める会長声明

大阪地方裁判所は、2012年(平成24年)7月30日、殺人罪で起訴された被告人に対して、求刑(懲役16年)を上回る懲役20年の判決を言い渡した。同判決は、犯行に至る経緯や動機において発達障害の一種であるアスペルガー症候群という被告人の精神障害が影響したことを認めつつ、これを重視すべきではないとし、他方、社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では再犯のおそれが強く心配される、被告人に対しては許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持にも資す

る、と判断した。

人が発達障害を有することは、その人個人の責任ではない。誰かが障害のために生き難さを抱えるとき、その支援・解消につとめることは社会全体の責務である。2005年(平成17年)には発達障害者支援法が施行され、京都府内においても発達障害者支援センターの設置等の施策が進められている。

そして、発達障害を抱えた人が重大な事件を犯してしまったときにも、その支援は社会全体の責務として極めて重要な問題である。もちろん、発達障害と犯罪は、直接的に結びつくものではない。それにもかかわらず、社会内に受け皿がないことを理由として被告人の再犯のおそれを強く認めるのであれば、発達障害を持つ人に対する偏見を助長するものと言わなければならない。さらに、社会秩序の維持の観点から被告人を

長期収容すべきものとの結論を導き出すことは、発達障害者を社会から隔離する発想であって許されるものではない。

上記判決は、発達障害という特性を正しく理解せず偏見を助長するものであるとともに、発達障害者の支援を社会全体での問題としてとらえていないことなど、看過しがたい重大な問題点を含んでいる。

当会は、本判決が発達障害者支援法の趣旨に反するとともに、発達障害者に対する偏見を助長し、発達障害者に対するあるべき支援を阻害しかねないものであることに重大な懸念を表明し、広く社会に対して発達障害者に対する正しい理解と支援の必要性を訴えるものである。

2012年(平成24年)8月9日

京都弁護士会 会長 吉川哲朗

大阪弁護士会会長談話「姉刺殺大阪地裁判決」について

2012年(平成24年)7月30日、大阪地方裁判所(第2刑事部)は、発達障害を有する男性が実姉を刺殺した殺人被告事件において、検察官の求刑(懲役16年)を上回る懲役20年の判決を言い渡した。

同判決は、検察官の求刑を超える量刑をした理由として、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことにはアスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできないとしながら、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば同様の犯行に及ぶことが心配され、社会内でアスペルガー症候群という障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では更に強く心配されるとした。そのうえで、被告人に対しては、許

される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資するとして、検察官の求刑を超える上記の量刑を行った。

同判決には、少なくとも看過することのできない2つの重大な問題点がある。

第1に、刑法の責任主義の原則に反する点である。

発達障害を有することは何ら本人の責めに帰すべきことではなく、これに対応できる支援体制を整備することは国及び地方自治体の責務である。にもかかわらず、これらの事由をもって再犯のおそれを強調し、刑を加重することは、まさに刑法の責任主義に反するものである。しかも、被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資すると

いうのは、まさに保安処分の理念に基づいて量刑判断がなされたものと言わざるを得ない。

第2に、発達障害の障害特性及び発達障害者支援法の趣旨への無理解に基づき、発達障害者に対する偏見、差別を助長するおそれがある点である。

同法は、発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的とし、その実現のために、国及び地方公共団体の責務として、支援センターの設置など必要な措置を講じるものとしている。大阪府及び大阪市においても発達障害者支援センターが設置されている。また、矯正施設(刑務所等)から退所してくる障害者や高齢者の社会復帰を支援するための地域生活定着支援センターも設置されるなど、必ずしも十分であるとはいえないも

新聞各紙の反応

○朝日新聞電子版

発達障害者への求刑超す判決、支援団体「認識に誤り」発達障害と認定した男性被告(42)を、懲役16年の求刑を上回る懲役20年とした大阪地裁判決に対し、触法障害者らの支援活動にあたる「共生社会を創る愛の基金」は3日、「障害の認識に重大な誤りがある」とする意見を発表した。同基金は、郵便不正事件で無罪が確定した厚生労働省元局長の村木厚子さんの寄付などで設立された。地裁は先月30日の判決で、姉への殺人罪に問われた被告に求刑を超える判決を出した理由を「被告の障害に対応できる受け皿がない」「長期間の刑務所収容が社会秩序の維持につながる」とした。これに対し、同基金は、刑務

の支援体制は年々拡充されてきている。ところが、同判決は、社会内でアスペルガー症候群という障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという誤った認識をし、国及び地方自治体の責務にもふれず、その必要性すら言及していない。また、発達障害の特性として、收容して内省を深めることが困難であるにもかかわらず、收容することで内省を深めさせる必要があるとする。発達障害の障害特性及び発達障害者支援の現状にあまりにも無理解である。のみならず、意に沿わない者に対して同様の犯行に及ぶおそれがあるなどと再犯のおそれを強調するあまり、あたかも発達障害と犯罪が関連性を有するかのような誤解と偏見を与えるおそれがある。そして、明らかに、障害を有することを不利益に掛酌しているのであって、障害を理由とした差別的

判決であると言わねばならない。

当会は、同判決の有する重大な問題点を指摘することによって、各方面において発達障害の正しい理解を深めることを求め、また、発達障害者が社会経済活動に参加することに協力することは国、地方自治体のみならず国民の責務でもあることを確認し、さらに、発達障害者が「自分は大切にされている」と思える社会の形成に寄与していくことを決意して本談話を発表するものである。

2012年(平成24年)8月7日

大阪弁護士会

会長 藪野 恒明



所などを出た障害者を支える地域生活定着支援センターが全国にできた点などを指摘。「受け皿をつくる取り組みは進んでいる。障害を理解した上での矯正が必要だ」と訴える。
<http://www.asahi.com/national/update/0803/OSK201208030077.html>

○読売新聞社説(8月9日付)

発達障害判決 厳罰より支援の拡充が大切だ

発達障害の実情をどれだけ理解して厳罰を選択したのだろうか。姉を刺殺した40歳代の男の裁判員裁判で、大阪地裁は、懲役16年の求刑を超える懲役20年の判決を言い渡した。被告を発達障害の一つのアスペルガー症候群と認定し、殺人罪の有期刑の上限を適用した。「障害に対応できる受け皿が社会になく、再犯の恐れがある」というのが、判決の理由である。「許される限り長

期間、刑務所に收容することが社会秩序の維持に資する」とも指摘した。被告は小学5年の頃から自宅に引きこもり、それを姉のせいだと思い込んで恨みを募らせた。世話になった姉を刺殺するという犯行は、許されるものではない。だが、障害を理由に重い刑を科し、刑務所に長く収監しておこうという考えは、短絡に過ぎよう。障害者への偏見を助長しかねない判決と言える。被告の障害は事件後、検察側の精神鑑定で判明した。脳機能障害が原因とされるアスペルガー症候群の人は、対人関係の構築が難しい。相手の心情をくんだり、自分の内面を表現したりするのが苦手だが、反社会的行動に直接結びつくわけではない。裁判員に障害の特性を正しく理解してもらうために、裁判官は十分な対応をとったのか、首をかしげざるを得ない。判決が「被告は十分な反省に至ってい

ない」と断じた点にも疑問が残る。深く反省していても、それをうまく表現できないアスペルガー症候群の特性を慎重に検討したうえでの判断だったのか。障害者の「受け皿がない」という現状認識も、不可解だ。2005年の発達障害者支援法施行後、全国に支援センターが設置され、相談に応じている。刑務所を出た障害者らの再犯を防ぐため、就労支援などを行う施設も開設された。こうした援助の動きにも水を差す判決と言えるだろう。障害者支援団体から「事実誤認と無理解に基づく判決」との批判が出ているのも、無理はない。罪を犯した障害者を立ち直らせるには、福祉、医療、教育、労働の各施設が地域で連携を強化し、住居や就労などの支援体制をさらに拡充することが必要だ。刑務所においても、発達障害に対応した矯正プログラムなどの整備を検討すべきではな

いか。厳罰よりも、障害者への理解をさらに深め、社会全体で支えていく姿勢が何より大切である。(2012年8月9日01時28分 読売新聞)

○読売新聞電子版

発達障害での求刑上回る判決、認識誤りと声明

殺人罪に問われた男性被告(42)に対し、大阪地裁が先月30日、広汎性発達障害の一つ「アスペルガー症候群」であることを踏まえ、「再犯の恐れが強く心配される」などとして求刑を上回る懲役20年を言い渡した判決について、罪に問われた障害者を支援する「共生社会を創る愛の基金」(東京)は3日、「認識に重大な誤りがある」と指摘する声明を発表した。

同症候群は、生まれつきの脳機能障害のため感情のコントロールなどが苦手とされるが、犯罪などの反社

会的行動には直接結びつかないとされる。声明は、発達障害には公的施設の支援があると指摘し、「社会内に障害に対応できる受け皿がない」との判示に反論。社会秩序の維持を念頭に長期刑を選択した点には、「隔離の論理だけがまかり通っている」と訴えた。(2012年8月3日23時00分 読売新聞)

<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20120803-OYT1T01248.htm?from=main4>

○読売新聞の医療サイト ヨミドクター

姉刺殺の被告に求刑超す判決…大阪地裁

昨年7月、自宅を訪ねてきた姉(当時46歳)を包丁で刺殺したとして殺人罪に問われた大阪市平野区の無職大東一広被告(42)の裁判員裁判の判決が30日、大阪地裁であっ

た。河原俊也裁判長は、大東被告が広汎性発達障害の一つである「アスペルガー症候群」だと指摘。「社会内にこの障害に対応できる受け皿が用意されていない現状では、再犯の恐れが強く心配される」として求刑(懲役16年)を上回る懲役20年を言い渡した。

大東被告は同月の逮捕後、大阪地検の精神鑑定で、この障害があると診断された。地検は刑事責任能力に問題はないとして昨年11月に起訴。公判で大東被告は罪を認め、弁護側は、犯行には障害が影響したと主張。保護観察付きの執行猶予判決を求めた。

判決で河原裁判長は「約30年間、自宅に引きこもっていた被告の自立を促した姉に恨みを募らせた」などと動機を認定。障害の犯行への影響を認めたが、「量刑で大きく考慮することは相当でない」として量刑面

の弁護側の主張を退けた。

一方で、障害に対応できる受け皿が社会に整っていないとの認識を示し、「十分な反省のないまま社会復帰すれば、同様の犯行に及ぶことが心配される」と指摘。量刑判断に社会秩序の維持の観点も重要として「殺人罪の有期懲役刑の上限で処すべきだ」と述べた。

最高検によると、裁判員裁判で求刑を超える判決は20日現在で26件。大半は1~2年だが、今年3月には大阪地裁で幼い三女への傷害致死罪に問われた両親(控訴)に求刑の1.5倍の懲役15年が言い渡された。支援団体「障害の特徴に理解を」大東被告の弁護人の山根睦弘弁護士(大阪弁護士会)によると、公判では証人申請した精神科医に障害の特徴などを証言してもらい、弁論で「刑務所に入れるのではなく治療が必要だ」と訴えた。山根弁護士

は「裁判員に障害の実情を十分に理解してもらえなかったかもしれない」と振り返った。今回の判決について、障害を持つ人々の家族らで作る兵庫県自閉症協会の岩本四十二会長(68)は「再犯の恐れがあるとの根拠を障害に求めるのは納得できず、障害を持つ人が、事件を起こしやすいかのような偏見を持たれるのではない。知的能力に問題がなくても、障害の影響で社会的規範が身に着いていない場合もある。そうした特徴をきちんと理解した上で、判決を下したのか疑問だ」と話した。

一方、大阪地検の大島忠郁(ただふみ)次席検事は「コメントすることはない」とした。

アスペルガー症候群 生まれつきの脳機能障害が原因とされる。著しい言葉の遅れや知的障害は見られないうが、対人関係の構築や感情のコントロールが苦手とされ、周囲から

理解されにくい面がある。<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=62528>

○北海道新聞電子版社説

求刑超え判決 懲役は「隔離」のためか(8月1日)

刑事裁判でどんな刑罰を言い渡すべきか。その量刑判断の仕方に疑問を抱かざるを得ない。大阪地裁は、姉を刺殺したとして殺人罪に問われたアスペルガー症候群の男(42)に求刑を4年上回る懲役20年を言い渡した。弁護側は控訴を検討する。判決理由はこうだ。被告は十分反省していない。アスペルガー症候群という障害に対応できる「受け皿」が社会に何ら用意されていないし、その見込みもない。だから再犯の恐れが強く心配され、許される限り長い収容で内省を深めさせる必要がある、と。判決に通底する予防拘禁的

な発想に強い危惧を感じる。犯した罪に対し、刑が軽すぎるからと求刑を上回る判決が言い渡されたことはこれまでもある。だが、今回の判決は「再犯の恐れ」を大きな理由とする点で性格を異にする。量刑は本来、犯罪行為にふさわしい刑事責任を明らかにすることだ。反省の有無、再犯可能性も考慮する要素だが、二次的に考えるべきだ。こうした観点から、今回の判決は妥当性を欠くのではないか。アスペルガー症候群は広汎性発達障害の一種である。うまく意思疎通ができなかったり、反省の態度を表現するのが難しかったりする。

この裁判には市民が裁判員として参加した。裁判官が障害の特徴などを理解し、量刑判断の在り方も含め、裁判員にどれだけ丁寧に説明したのか、との疑問もわく。判決によると、約30年間自宅に引きこもってきた

被告は昨年7月、生活用品を届けに来た姉を包丁で何度も刺し殺害した。引きこもりから抜け出せないのは姉のせいと思い込み、恨みを強めた末の犯行だった。将来も「受け皿」が用意される見込みはないと断じている点も疑問だ。「受け皿」がないとしたら、それをつくる責任は社会にある。つけを被告に回すべきではない。発達障害の早期発見や自立支援などを目的に、発達障害者支援法が施行されたのは2005年のことだ。精神、知的障害と比べると遅れているが、各地に支援センターが設置されたほか、刑期を終え出所した人への就労支援も行われている。日本発達障害ネットワーク(東京)の市川宏伸理事長は言う。「現状では『受け皿』は十分とは言えない。だが、さまざまな取り組みがあり、刑期を終えた後、社会復帰に必要な経験を積んでもらうための中間施設を造る

うという動きもある。判決は理解に苦しむ」

この判決を問題提起と受け止め、発達障害がある人たちを支える基盤整備の速度を上げる契機としたい。
<http://www.hokkaido-np.co.jp/news/editorial/392349.html>

○高知新聞電子版 【発達障害と判決】 偏見の広がり を危惧する 2012年08月01日

発達障害について誤ったメッセージを社会に発することになりはしないか。そんな危機感を覚える。姉を刺殺したとして殺人罪に問われた大阪市の無職の男の裁判員裁判の判決だ。大阪地裁は犯行に発達障害の影響があったと認めた上で、懲役16年の求刑を上回る懲役20年を言い渡した。不可解なのは、社会に受け皿がないことから再犯の恐れがあるとした量刑の理由である。支

援の遅れは社会の問題であって、障害があることも本人の責任ではない。偏見の広がりにとどまらず、「社会にとって危険な存在は隔離すればよい」といった思想を助長させる危険性をはらむ。障害を理由に社会復帰への道を閉ざすことはあってはならない。自閉症や読み書きなどに困難を伴う学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、対人関係は苦手だが知的障害はないアスペルガー症候群などの発達障害は、小中学生の約6%が該当する可能性があるという。脳機能の障害とされるが、詳しい原因は解明されていない。親のしつけや子どもの性格の問題と見過ごされがちで、早期発見や自立支援などを目的に発達障害者支援法が施行されたのは、2005年と比較的最近である。裁判でアスペルガー症候群と認定された男は、小学5年から約30年間、自宅

で引きこもる生活を送ってきた。抜け出せなかったのは姉のせいだと勝手に思い込み、恨むようになったというのが判決の犯行に至る経緯である。具体的な量刑に関する「十分な反省に至っていない」という理由について、障害の特性を知る関係者は「素人には分かりづらく、『全く反省していない』と誤解される」と指摘する。

大いに疑問なのが「許される限り長く刑務所に収容し内省を深めさせることが社会秩序の維持にも資する」という量刑理由だ。臨床心理学の専門家らが反論しているように、周囲の対応によって症状を改善する方向を、社会全体で模索していくのが本来であろう。

支援法を機に、相談などに応じる「発達障害者支援センター」が各都道府県に設置されるなど、受け皿づくりも徐々に進められている。障害

への正しい理解を広げ、幼少時から適切に支援の手が差し伸べられることで、トラブルや問題の回避につながるはずだ。

発達障害を含め受刑者の再犯防止は社会で対応していくべき課題である。

<http://www.kochinews.co.jp/?&nwSrl=291461&nwIW=1&nwVt=knd>

○南日本新聞 電子版

【発達障害と判決】 偏見を助長しかねない(8/3付)

姉を殺害したとして殺人罪に問われた大阪市の男性被告の裁判員裁判で、大阪地裁は犯行に広汎性発達障害の一種であるアスペルガー症候群の影響があったと認定して、懲役16年の求刑を上回る懲役20年を言い渡した。検察側の求刑を上回る判決は異例である。被告が十分に反省していないことや、親族が被告と

の同居を断っている一の2点から再犯の恐れがあり、「許される限り長く刑務所に収容して内省を深めさせることが社会秩序の維持にも資する」という理由だ。犯行の原因に被告の責任とはいえない障害の影響があったと認めながら、異例の刑を言い渡すのは障害に対する偏見を助長しかねない。発達障害に詳しい専門家から「障害への偏見や無理解がある」という声が上がっているのは当然である。判決によると、被告は約30年間引きこもり状態だった。その状態から抜け出したいという願いが実現しないのは姉のせいだと逆恨みし、昨年7月に生活用品を自宅に届けに来た姉を刺殺した。アスペルガー症候群は、相手とのコミュニケーションをうまく取れず、反省の態度を表現するのが難しいといった特徴がある。言葉の発達に遅れはなく、知的レベルは高いとされる。弁

護側が、障害の影響で恨みの感情をコントロールできなかったとして保護観察付き執行猶予を求めたのは、鑑定人への尋問もあって障害への理解が得られると考えたからだろう。だが、判決は「自分の意思で犯行に踏み切った」として刑の軽減は考慮すべきでないと判断した。今回の裁判員裁判で、裁判官が障害の特徴などを十分に理解し、量刑判断の在り方も含めて裁判員に丁寧に説明したのかどうか疑問である。社会に受け皿が用意されていないと断言するのも、おかしい。支援の遅れは社会の問題で、本人の責任ではない。発達障害者支援法が2005年に施行され、各都道府県に支援センターが設置された。罪を犯した障害者についても、「地域生活定着支援センター」が開設され、保護観察所などと連携して社会福祉士らが相談や助言などにあたっている。

弁護側は「発達障害への理解が得られると思ったが、主張が認められず遺憾だ。今後控訴を検討する」と話した。今回の判決を問題提起と受け止め、発達障害への理解を社会全体で深めるとともに、受け皿の拡充を図る必要がある。

http://www.373news.com/_column/syasetu.php?ym=201208&storyid=42194

(参考意見) 2012. 8. 8

私はアスペルガー障害の姉をもつ妹です。

姉は小学校からいじめに遭い、高校で中退、それ以降は自宅で生活しています。その間、家庭内暴力などもあり家族は生きた心地のしない年月を過ごしましたが、今思うと、専門家もおらず、家族にも障害を理解してもらえず、姉がいちばん苦しかったのではないかと感じます。

今回の被告人の方が、きょうだいを殺害したというのは、許されないことでは

ありますが、私としては、その状況は理解できるように思います。姉も私を殺そうと攻撃してきたことはあったし、逆に私も姉に本気で殺意を抱いていた時期もありました。

アスペルカー障害の方は、自分のことを理解してもらえないことから起こる被害感情と、現実との折り合いをつけるのが苦手なのが障害のひとつの特徴です。ですから今回の方の考え方や行動を変えるために必要なのは、刑罰ではなく、専門的な支援であると思います。罰は、むしろ被告人の方の恨みなどの社会的に間違った認知をいっそう強化してしまうのではないかと思います。遺されたご家族がいっそう心配です。

また、自分自身の意見や主張を正確に伝えることが苦手なのも、アスペルカー障害の方の特徴のひとつです。相手はそのつもりがなくても、誘導されるように事実とは違うことを話してしまう、ということはごく日常的に起こります。特に取調べや裁判においては緊張感も高いた

め、被告人の方が見た事実や実際に感じていたことが正確に語られていると捉えるのは難しいのではないかと思います。

私なら家族の場合、一般の精神科医ではアスペルカー障害と診断してもらえませんでした。発達障害の専門の医師や臨床心理士に出会ったことで、障害をどのように捉えればよいか知り、姉の障害について、また姉の思っていることについて、理解できるようになりました。姉自身も自分自身を認めてもらえる専門家に出会えました。私たち家族も専門家と相談し、姉に私たちの思いを理解してもらうためにはどのような関わりをすべきかも教えてもらい、現在は姉と家族とは、とてもよい関係ができています。

精神障害の方の裁判において、障害を理由に罪を軽くしてもらうということは望んでいませんが、支援や治療と刑罰はまったく別物です。特にアスペルカー障害については、支援はこ本人を助けるためだけではなく、家族や周囲の人を救うことにもなります。私はそれを身をもつ

て体験したため、現在は臨床心理士として、支援の仕事をしています。

また、事件について正確に知るためには、障害を理解し、被告人の考え方や発言をサポートできる専門家が、取調べや裁判において同席する必要があると考えます。

刑罰を重くする理由として障害が用いられることは、間違っているし、同じような境遇にいるたくさんの方々にとって、とても絶望的です。被告人にとっても、不公平感なく罰を与えられて初めて、障害のせいにするのではなく、自分の犯した罪の重大さに気づけるのではないのでしょうか。裁判の際には、障害を理解した上で、それと刑罰とを関連付けて考えないという前提が必要であると思います。

高機能自閉症・アスペルカー一部会当事者会運営委員 サンデー

2012年8月8日

社団法人日本自閉症協会
会長 山崎晃資

アスペルガー症候群を有するとされる被告人に対する 大阪地方裁判所の判決に関する緊急声明

平成24年7月30日、大阪地方裁判所において、小学校5年生から不登校となり、約30年間、自宅に引きこもる生活を送ってきたアスペルガー症候群を有するとされる42歳の男性被告人が、生活用品を届けに来た実姉を刺殺した殺人事件で、検察官の求刑16年を超える懲役20年の判決が言い渡された。

「判決要旨」によると、その量刑判断の理由は次の2点に要約される。

1) 被告人は、本件犯行をおかしながら、未だ十分な反省に至っていない。確かに、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことにはアスペルガー症候群の影響があることは認められる。しかし、十分な反省がないままに被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点を持つ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される。

2) 被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り、社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する。

この判決には、アスペルガー症候群に対する無理解および偏見があり、少なくとも5つの問題点がある。いずれも極めて重要な問題であり、アスペルガー症候群を有する人々やその家族にとって看過しがたいものであるので、(社)日本自閉症協会としては以下のとおり緊急声明を出す。いうまでもなく、以下の問題指摘は「判決要旨」と新聞報道のみによるものである。

- (1) 本判決は、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことはアスペルガー症候群の影響があるとしながら、被告人は未だ十分な反省に至っていないと断じ、しかも被告人は将来的にも反省ができないかのように論じている。しかし、アスペルガー症候群であるからといって、反省ができないというのは明確な誤認である。確かに、アスペルガー症候群の場合、言葉の意味の取り違いや不適切な言動(語義・語用障害)などに基づくコミュニケーションの障害があるため、反省のかけらもないと誤って受け取られることがある。したがって、本件の場合、被告人がはたして本当に十分な反省に至っていないのかを正しく認定できているのかは甚だ疑問である。また、アスペルガー症候群があるからといって反省ができないという医学的根拠はない。自己の行動の意味を理解し、社会のルールの意味を理解することができるような適切な支援が根気強くなされれば、十分に反省することは可能である。
- (2) 十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点を持つ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、本件と同様の犯行に及ぶことが心配されるとしている。しかし、アスペルガー症候群と犯罪との因果関係はないことは医学的に明確に証明されている。アスペルガー症候群があれば、まるで、意に沿わなければすぐに犯行に至るかのような認定は、何ら根拠のない偏見と差別に基づくものである。
- (3) 「被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り、社会内でアスペルガー症候群という障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、今後も用意される見込みがない」とする点については誤解を生じる可能性が

ある。そもそも、成人した本人と親・きょうだいと一緒に住む義務はないし、「社会の受け皿」はグループホームやケアホームなど、社会が提供すべきものであり、安易な家族責任論に立脚している。一方、平成17年に発達障害者支援法が施行され、各都道府県・政令指定都市に発達障害者支援センターが設置されはじめ、平成21年以降、矯正施設などからの退所者への支援として「地域生活定着支援センター」が設置されており、「受け皿」は徐々にではあるが整いつつある。しかし、アスペルガー症候群のような高機能の発達障害のある人々への対応に特化したところは現在のところ皆無に等しいし、専門性があるといわれる発達障害者支援センターにしても、そうしたケースに常時関わっていけるような人的・物的資源を持ち合わせているところはなく、その意味では「受け皿がない」という指摘は、現時点において正鵠を射ているとも言える。上記の種々のセンターの充実と真の意味での専門家の養成は急を要するものである。

- (4) アスペルガー症候群の人々は社会で暮らしていく上でさまざまな「生活の困難さ」や「暮らし難さ」を持っており、事件にはなっていないが、その瀬戸際にある事例を少なからず経験している。そもそも、本被告人の場合、社会の支援が十分に行われていなかったからこそ、不登校となってから約30年間も引きこもり状態となり、25、26歳の頃、漠然と自殺を考え、34歳の頃にインターネットで自殺の方法を調べようとしたが、その間に被害的な思いが強まってきたものと考えられる。その意味では、不登校を放置して教育を放棄した教育行政の責任が問われるし、暴力を受けた母が施設入所した時点で、家庭内の問題を社会的に認知することができたはずである。このような問題を、被告人にすべて転嫁して厳罰に処する理由とすることは許されるべきではない。
- (5) このようなアスペルガー症候群に対する誤った認識を基に、本判決は、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持に資するとして、検察官の求刑よりも重く、かつ、法定刑の上限を被告人に課して、厳罰に処している。これは、「アスペルガー症候群を有する人々を社会から隔離することで、社会秩序を維持すべきである」と言っていることと同義であり、アスペルガー症候群の人々を社会から排斥しようとするものであり、到底受け入れることはできない。まさに障害を理由とする差別的な判決と言わざるをえない。さらにいえば、アスペルガー症候群の人々は枠組みが明確な刑務所に入所すると安定した状態になることはよく知られている。刑務所内で、どのようなスタッフによって、どのようなプログラムが組まれるのかが重要な問題である。

アスペルガー症候群に限らず、自閉症圏内の人々とその家族は、これまでもいわれのない偏見や差別に苦しめられてきた。本件事件の遠因にそういった社会の無理解があったのではないかということは容易に推察できる。当協会は、本件判決により、かかる偏見や差別がさらに助長されるのではないかと強く危惧してやまない。アスペルガー症候群を有する人々やその家族が障害を隠して暮らさなければいけない事態は決してあってはならない。平成19年に国連で「世界自閉症啓発デー」が制定された理由は、まさにこの点にあった。

アスペルガー症候群および自閉症圏の人々とその家族が地域で排斥されることなく暮らせるよう、司法関係者はもちろんのこと広くすべての国民が、アスペルガー症候群をふくむ自閉症スペクトラム障害についての正しい理解を深めることが可能となる仕組みが早急に構築されること、およびそれにより偏見や差別のない社会となることを強く要望する。

以上

2012年8月8日

発達障害の支援を考える議員連盟

顧問 尾辻 秀久様

会長 渡辺 恒三様

幹事長 谷 博之様

事務局長 高木美智代様

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

理事長 市川宏伸

アスペルガー症候群の被告人に対する大阪地裁の判決について

大阪地方裁判所において、アスペルガー症候群と精神鑑定された被告の殺人事件で、検察官の求刑を超える懲役20年の判決が言い渡されました。この判決文を読むと、被告人は十分な反省をしておらず、アスペルガー症候群に対応できる受け皿が何ら用意されておらず、その見込みもないという状況のもとでは再犯のおそれが強く心配されるので、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があります、そうすることが社会秩序の維持に資するとして、有期懲役刑の上限である懲役20年に至ったとされています。この判決は、アスペルガー症候群をはじめとする発達障害者に対する差別及び、刑罰という点で大きな問題を抱えており、到底許されるものではありません。当事者、家族、支援団体などからなる日本発達障害ネットワークは、この判決を見過ごすことのできないものとして、下記の問題点を指摘します。行政にはより正しい発達障害の理解の促進と対応を、司法には正しい理解に基づく適切な判断が行われることを求めます。

1. 障害を理由に罪を重くすることは差別ではないのか。

以下の2、3の点を考慮せずに被告人がアスペルガー症候群であることを以って刑罰を重くしていることは明らかに差別的判決です。

2. 発達障害を正しく理解した上での判決となっているのか。

犯行の動機の形成に関して、またその後の反省について、被告人にアスペルガー症候群が影響していることが認められています。しかし、アスペルガー症候群への適切な対応や支援がなかったこと、アスペルガー症候群のような発達障害者の特徴として、相手の感情や周囲の空気を読み取るのが苦手で、自ら深く反省する気持ちがあってもそれを表現することがうまくできないことがあること等の発達障害の障害特性に対する適切な検討がなされていません。これらの点が顧慮されていない判決には重大な問題があるものと考えます。

3. 受け皿が用意されていないこと、その見込みもないというのは本当か。

アスペルガー症候群をはじめとする発達障害者に対しては、法務省矯正局所管の施設、矯正施設退所者に対する“地域生活定着支援センター”等、年々専門的な対応が可能となってきています。また発達障害者支援センターをはじめ福祉施設や地域の福祉サービス提供事業所の支援が受けられるなど、決して十分とは言えませんが、罪を犯した障害者への支援は作られつつあり、その支援に何らかの形でアクセスすることは可能であり、支援やサービスに対する認識不足があります。以上指摘したように、我々が知り得るアスペルガー症候群についての知識と比較しても、判決のアスペルガー症候群の認識に重大な誤りがあると言わざるを得ません。

そもそもこの被告は育ってくる過程で、アスペルガー症候群の存在が知られず、適切な支援が得られぬままに、不登校、ひきこもりとなりました。社会から隔絶された中で犯行に及んだ上、有期懲役刑の上限に処されることは二重に不幸だと考えます。アスペルガー症候群の存在が分からず、支援が得られぬために、対応に苦勞した家人も同様に不幸だと言わざるを得ません。

行政に対しては、アスペルガー症候群を含む発達障害者当事者及び家族への早期支援の一段の充実を求めるとともに、不幸にして犯行に及んだ者への、充実した受け皿の確立を求めます。

司法に対しては、「刑事事件のプロ」の目から検討するのであれば、「アスペルガー症候群のプロ」の視点での検討も必要なことを指摘します。また、このような判決が判例となって誤った判決が生じないように、今後は配慮していただきたいと考えています。

なお、この判決を報道した英文紙の報道に対して、英国、米国、豪州のこの分野の専門家は、このような判決がでること、受け皿が存在しないことに驚きと悲しみのコメントを寄せていることを付記します。 以上

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会主催

平成24年度 保護者の為の自閉症理解と生活支援ワークショップ

自閉症として生まれてきた子供と楽しく過ごすために！
 ちょっとした工夫をして、ちょっと考えかたを変えてみて・・・
 自閉症の子どもをもつ親どうし、一緒に学びませんか？

- 対象者 : 奈良県内在住の自閉症の診断を受けた子どもの保護者
 子どもの年齢は問いません。全8回 出来る限りご参加出来る方
- 定員 : 20名
- 参加費 : 資料代、場所代 500円 (会員は無料です)
- 講師 : 波多野 伸江先生 (臨床心理士)
- 場所 : 奈良県心身障害者福祉センター (田原本)
 SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3 (補習場所)
- 時間 : 10:30~12:30 (9月からの途中参加もOKです)

全8回予定 日程表

日時 (田原本)	内 容	SKIP教室での補習日
6月 7日 (木)	自閉症って何?—	6月19日 (火) 終了
7月 5日 (木)	評価について—我子の事を知ろう!	7月10日 (火) 終了
9月 6日	構造化って何? どうして必要?	9月11日 (火)
10月 4日	コミュニケーションについて その1	10月5日 (金)
11月 1日	コミュニケーションについて その2	11月2日 (金)
12月 13日	困った行動?どうしたら	12月14日 (金)
1月 24日	困った行動? どうしたら?から 何故?	未定
2月 21日	まとめ 質問	未定

*21年度~23年度の参加者の引き続きの参加も大歓迎です。

更に 実践内容を取入れて計画中!!

*奈良県心身障害者福祉センターの日程で参加出来なかった回は

補習日を設けてSKIP教室でビデオ学習等で対応致します。(補習日参加は事前に連絡が必ず必要です。)

*補修日には 毎回の課題ワークのフォロー等も行います。

*リピーターの方向けの フォローアップ内容も用意しました。

勉強会に参加の方から 24年度もSKIP勉強会を
 大和郡山市泉原町のSKIP教室にて開催したいと思います。
 支援グッズや個別課題等のいろんな資料や、自閉症や発達
 障害の本やこれまでの講演会ビデオなども置いてありますので
 補習日には、お時間のある限り見ていただけます。

実践勉強会、SKIP 療育クラス案内

2012年度も SKIP 療育クラスを予定しています。メンバーには これまで子供の療育に通いながら実践されてきた保護者も加わり、養護の先生たち、以前の実践セミナーの体験者です。いろいろな形で子供と関わりながらの支援を一緒に進めていきませんか。お待ちしております。

参加資格は 過去に「保護者の為の勉強会」や 奈良県自閉症協会の講演会に参加された方、本年度の「保護者の為のワークショップ」に参加対象にします。【リピーターも可】

SKIP 療育クラスの予定

☆土・日曜日を中心に 子供さんグループに合わせて

参加費 1,000円(教材費 場所代、会員 500円)

勉強のための保護者だけの参加も大歓迎です。

先生や自閉症に関わってくださっている全ての関係の方のご参加もお待ちしております。

保護者のための・実践とも

問い合わせ・申込み先

TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電へ)

E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK)

名前	年齢	所属
〒		
住所		
電話番号	メールアドレス	
保護者のワークショップ希望	SKIP 療育クラス希望	
() 通常 田原本参加	() 日曜日 午前	() 日曜日 午後 ()
() 泉原 SKIP	() 月曜日 15時～	

SKIP教室

周辺案内図



○電車でお越しの方：

JR 大和小泉駅(西口)より奈良交通バス「矢田山町」行き「泉原南口」停留所よりすぐ。
近鉄郡山駅より奈良交通バス「泉原町」行き「泉原町」停留所より徒歩2分

○お車でお越しの方：

国道25号線「小泉町西」交差点を北へすぐスーパー「ハッスル」の斜め前
セレミューズ矢田山の北隣り
美容院の2階です。
駐車場もあります。(2~3台)

奈良

HAHAHA キャラバン隊
本年度も皆さまのもとへ

HAHAHA!! と おじゃましています!!

平成24年度も奈良 HAHAHA キャラバン隊が「知ってほしいな 自閉症・発達障害のこと みんなちがってみんないい!」とお話をさせてもらったり、皆さまに体験していただいたりといろんな場所へお伺いさせていただいています。

参加下さった皆様から ご意見や感想を頂きありがとうございます。

その中から 曾爾中学校の生徒さんからの感想の1部をご紹介します。

☆自閉症の方にとっての嫌なことがわかって 自分はこれから自閉症の方と接することがあれば、気をつけてはなしたりしたいと思った。

☆お母さんの気持ちで辛いこともたくさんあったけど、やっぱり子供の笑顔が合っ て ここまで乗り越えられたのかな・と 思いました。

☆楽しく おもしろく わかりやすい発表をありがとう ございました。

☆今日のお話をきいて自閉症の人の不自由な所とかどんなことがうれしいか、良く分かりました。

☆私ははじめ、自閉症の人にはどんな話し方をしても あまり分からないと思っていました。でも 実際

お話をきいて、ゆっくり、はっきりとか、長い文だったら区切りをつけて 話したり、不自由ではあるかもしれないけど 私たち次第で十分わかるんだなと思いました。

☆私は今日の講演会で自閉症について自分は何も分かっていなかったんだと思いました。今日始めて知った事は自閉症の人たちはみんな

ちがう症状があるということです。症状が多くても少なくても まだこの世の中には変な目で見たりすることもあるんだなあと思いました。

自閉症の子供さんがいる HAHAHA キャラバン隊の皆さんのお話を聞いて 私たちができる事はなんだろう、自閉症の人たちが楽しく生活するには どうしたら よいのだろうか など 様々な事を考えました。でも

私たちが自閉症の人たちのためにできることは やっぱり 普通の人たちと同じように接してあげること、自閉症の人たちの気持ちをちゃんと分かってあげることだと思います。

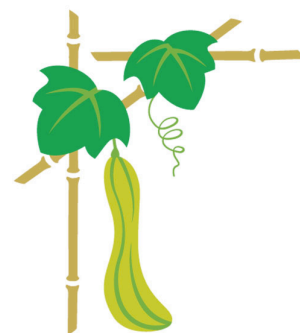
今日聞いたことをできるだけ たくさんの人に伝え 自分たちのできることは 手伝ってあげたり、障害の人を差別したりしないようにしたいです。

◎これまでの講演先とこれからの予定

- 4月6日 であ〜世界自閉症啓発デー
- 6月29日 桜井 クローバー
- 7月9日 曾爾中学校
- 7月25日 五位堂小学校職員研修
- 7月31日 橿原・高市特別支援教育研究会
- 8月10日 桜井市教職員研修会
- 8月11日 磯城郡育成会
- 8月21日 真菅北小学校職員研修
- 8月29日 浮孔西小学校職員研修
- 9月4日 三郷町教育委員会
- 9月5日 前栽幼稚園家庭教育学級
- 9月10日 奈良市大宮地区民生委員会
- 11月10日 天理市ふれあいセンター
- 11月16日 あすかの小学校PTA
- 11月24日 響財塾

12月14日 王寺南中学校
奈良 HAHAHA キャラバン隊は ご要望をお伺いしながら皆さまの元へ行かせて貰います。

問い合わせ先
asj_nara_oomiya@yahoo.co.jp
FAX 0744-33-4755



「豊かに暮らしたい23年度版」の無料配布

平成23年度WAM助成金事業 完了報告冊子

「奈良県で暮らす発達障害児者の為に豊かに暮らしたい23年度版」を作成致しました。

会員の方には、1冊送付いたしました。が会員の方で追加希望の方、会員以外でもご希望の方、団体様へ無料でお送りいたしますので送り先、何冊必要かをご連絡頂けます様お願いいたします。

(ご希望の数が多い場合は ご相談させていただいたり、お時間を頂く事になりますので ご了承ください。)

防災ハンドブックを印刷経費値段で御分け致します。

(社)日本自閉症協会作成の 防災ハンドブック

平成20年に独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業により防災ハンドブックを作成いたしておりましたが、今回の大震災の経験からさらに補強をする必要を感じ、厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について」により内容の見直しをいたしました。

防災ハンドブックは、(社)日本自閉症協会 HP よりも、ご自由にダウンロードでき作成していただけます。

<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>

防災・支援ハンドブックは家庭用のプリンターなどでA4用紙に印刷(小冊子の印刷として両面印刷・・・プリンターによりできないこともあります)をしていただき、二つ折りにしていただきますと、A5版のハンドブックを作ることができます。みなさまの防災に役立てていただきますようお願いいたします。

今回の新バージョンのハンドブックの増刷りを購入いたしましたので、ご希望の方に経費分のみのご負担で御分け致します。

*家族用 190円 (会員には 1冊 無料でお送りします)

*支援者用 110円 2種類あります。

「豊かにくらしたい」「防災ハンドブック」冊子

問合せ・申し込み先 TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電へ)

E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK)



御手元に お届けできるまで お時間が かかります事をご了承いただけますようお願いいたします。

FAX 送信先: 0743-25-4299

メール送信先: naraskip@yahoo.co.jp

豊かに暮らしたい冊子 & 防災ハンドブックの申し込み用紙

氏名(代表者名)又は 団体名	
	会員 ・ 非会員
住所 〒	
TEL	メールアドレス
FAX	

奈良県で暮らす発達障害児者の為に

豊かに暮らしたい 23年度版 _____ 冊希望

差し支えなければ複数冊の場合は、配布される方の御名前もしくは、お渡し先等を教えてください。

(無料配布、送料も無料です)

*「豊かに暮らしたい」のみの場合は、FAX 又はメールでの申しお込みでOKです。

防災・支援ハンドブック

家族支援編 190円× _____ 冊 = _____ 円

支援者の方へ 110円× _____ 冊 = _____ 円

送料 80円 (5冊程度まで)

合計 _____ 冊

防災ハンドブックもご希望の方は

申し込み用紙と合計金額分の切手を同封の上、以下の住所までお願いいたします。

(複数同時申し込みで 高額の場合は 振り込みをお願いしますので、まずはFAX 下さいますようお願いいたします。)

〒639-1056

大和郡山市泉原町 10-3

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 宛

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住 所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人: 河村 舟二

定 価: 100円